附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第百三十七条第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（設置基準） **第九十九条**　法第三十九条第一項第一号（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する航空保安無線施設の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　ＮＤＢにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。 イ　電波の水平輻射特性は、できるだけ無指向性であり、かつ、その偏波は、垂直偏波で、できるだけ水平偏波を含まないものであること。 ロ～ホ　（略） ヘ　識別符号送信中定格通達距離（当該施設から輻射された電波の昼間における垂直電界強度が毎メートル七〇マイクロボルトに達する距離をいう。チにおいて同じ。）を超えない範囲内において、その符号を明確に識別できるような放射特性を有するものであること。 ト～リ　（略） ヌ　送信空中線系の構成は、その各部分の損失をできるだけ小さくするものであり、かつ、き電線に生ずる定在波ができるだけ小さいものであること。 ル～ヨ　（略） 四・五　（略） 六　ＩＬＳにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。 イ　（略） ロ　ローカライザー装置は、次の性能、構造等を有するものであること。 (1)～(十五)　（略） (十六)　コースラインを含む水平面におけるＤＤＭ又はその変化の割合は、次のとおりであること。 ａ　偏位感度（距離の変化量に対するＤＤＭ変化量の割合をいう。(二十八ｂにおいて同じ。)は、半コースセクターと滑走路進入端を含む鉛直面との交線上において、毎メートル〇・〇〇一四五であり、かつ、その偏差は、カテゴリー一ＩＬＳ又はカテゴリー二ＩＬＳのローカライザー装置にあつては一七パーセントを、カテゴリー三ＩＬＳのローカライザー装置にあつては一〇パーセントを超えないこと。 ｂ～ｄ　（略） (十七)～(二十八)　（略）	（設置基準） **第九十九条**　法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する航空保安無線施設の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　ＮＤＢにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。 イ　電波の水平ふく射特性は、できるだけ無指向性であり、かつ、その偏波は、垂直偏波で、できるだけ水平偏波を含まないものであること。 ロ～ホ　（略） ヘ　識別符号送信中定格通達距離（当該施設からふく射された電波の昼間における垂直電界強度が毎メートル七〇マイクロボルトに達する距離をいう。以下ＮＤＢにおいて同じ。）を超えない範囲内において、その符号を明確に識別できるような放射特性を有するものであること。 ト～リ　（略） ヌ　送信空中線系の構成は、その各部分の損失をできるだけ小さくするものであり、かつ、き電線に生ずる定在波ができるだけ小さいものであること。 ル～ヨ　（略） 四・五　（略） 六　ＩＬＳにあつては、次の性能、構造等を有するものであること。 イ　（略） ロ　ローカライザー装置は、次の性能、構造等を有するものであること。 (1)～(十五)　（略） (十六)　コースラインを含む水平面におけるＤＤＭ又はその変化の割合は、次のとおりであること。 ａ　偏位感度（距離の変化量に対するＤＤＭ変化量の割合をいう。）は、半コースセクターと滑走路進入端を含む鉛直面との交線上において、毎メートル〇・〇〇一四五であり、かつ、その偏差は、カテゴリー一ＩＬＳ又はカテゴリー二ＩＬＳのローカライザー装置にあつては一七パーセントを、カテゴリー三ＩＬＳのローカライザー装置にあつては一〇パーセントを超えないこと。 ｂ～ｄ　（略） (十七)～(二十八)　（略）